

第 1 1 2 回東京都北区都市計画審議会 送付資料一覧

1 進行に関する資料

(1) 第 1 1 2 回東京都北区都市計画審議会 次第

(2) 東京都北区都市計画審議会 委員名簿

2 第 2 9 8 号議案

「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」(東京都決定)

資料 1

第112回東京都北区都市計画審議会 次第

令和4年7月4日（月）
午前10時00分～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- | | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 議 | 事 | 都市計画審議会会長 |

諮問事項

第298号議案

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（東京都決定）

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 6 | 閉 | 会 | まちづくり部長 |
|---|---|---|---------|

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和4年5月20日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
(株) 計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局長	三 浦 隆
(一社) 東京都建築士事務所協会北支部長	丸 山 吉 栄

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	名 取 ひであき
北区議会副議長	大 島 実
北区議会企画総務委員会委員長	戸 枝 大 幸
北区議会企画総務委員会副委員長	いながき 浩
北区議会建設委員会委員長	永 沼 かつゆき
北区議会建設委員会副委員長	さがら としこ

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	大 貫 新 一
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	加 藤 和 宣
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(一社) 北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	小 畑 照 之
王子消防署長	椎 谷 敦

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第298号議案「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」(東京都決定)に関する資料

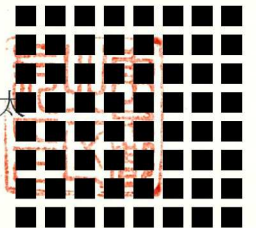
(1) 諮問文(写)	 1
(2) 照会文(写)	 2
(3) 概要書	 3
(4) 総括図	 5



4北ま都第1332号
令和4年6月8日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太



東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）

印影は加工しています

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 答申の期限
令和4年7月15日
- 3 その他
本件は、東京都決定の案件である。



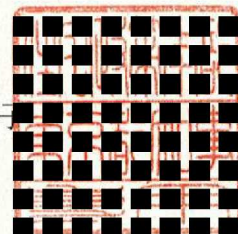


3 住住企第 614 号
令和 4 年 4 月 8 日

北区長 殿

東京都

上記代表者東京都知事 小池 百合子



印影は加工しています

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（照会）

標記の件について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により貴区の御意見を伺います。

なお、令和 4 年 8 月 2 日までに御回答願います。

（添付書類）

1 計画書

【担当】

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 望月

Tel : 03(5320)4938

e-mail : Minao_Mochizuki@member.metro.tokyo.jp



概要書

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

1. 要 旨

東京都では、令和3年3月に都市計画法第6条の2の規定に基づき「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」及び同法第7条の2の規定に基づき「都市再開発の方針」の変更を都市計画決定した。あわせて、「防災街区整備方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」については、都市計画変更に向け取り組んでいる。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置づけを行うものであり、東京都住宅マスタープランとの整合を図りながら策定する。

また、「未来の東京戦略ビジョン」や「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」及び区の基本構想等とも整合を図ることとなっている。

本件は、東京都知事からの都市計画法第18条第1項に基づく意見照会を受け、当審議会に諮問するものである。

※東京都住宅マスタープラン：東京都住宅基本条例に定める住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後10年間の住宅施策の展開の方向を示したもの（住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき定める住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項を含む。）。

2. 主な変更点

区市町等の意見を踏まえた、既定の重点地区の修正又は新規地区の追加等を行う。（別図参照）

・重点地区：21地区 ⇒ 22地区

既定：16地区、削除：0地区、新規追加：1地区、区域変更：5地区

※重点地区：一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき相当規模の地区

3 経 過

令和3年	12月	都市計画原案の縦覧及び公述申出書の提出
	1月	公聴会（公述申出書なしのため中止）
令和4年	4月	都市計画案の北区長への意見照会
	6月	都市計画案の縦覧及び意見書の提出

4 今後の予定

令和4年	8月	東京都へ意見回答
	9月	東京都都市計画審議会への諮問
	10月	都市計画の決定の告示

<住宅市街地の開発整備の方針の位置付け>

